

# 木曾岬町農業委員会総会会議録

令和5年12月5日

木曾岬町農業委員会

## 木曾岬町農業委員会会議録

令和5年12月5日午後7時00分に、木曾岬町農業委員会総会は木曾岬町庁舎会議室に召集された。

1. 委員会の定数は次のとおりである。

9名(欠員0名)

2. 出席委員は次のとおりである。

1番 水谷 正行  
2番 伊藤 忠司  
4番 横井 善彦  
5番 花井 一好  
6番 白木 悟  
7番 岡村 なつ枝  
8番 岡村 昇  
9番 白木 斉

3. 欠席委員は次のとおりである。

3番 糖 己紀男

4. 会議議案に意見を述べるため、会議に出席した推進委員は次のとおりである。

伊藤 恒久  
伊藤 正人  
加藤 英二  
伊藤 守

5. 会議議案説明のため、会議に出席した者は次のとおりである。

事務員 多賀 達人

6. 会議の書記は次のとおりである。

事務局長 多賀 達人

7. 会議の議案は次のとおりである。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農用地利用集積計画の公告について

8. 傍聴者は次のとおりである。

なし

## 9. 会議

会議内容は次のとおりである。

(開会の挨拶)

議長 本日は、農業委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様には公私何かとお忙しい中、ご出席を頂きましてありがとうございます。

只今より、木曾岬町農業委員会を開催いたします。

本日の欠席委員は糠己紀男農業委員、伊藤正樹推進委員の2名です。

よって出席委員は、農業委員8名、推進委員4名です。本日の会議が成立します事をお伝えいたします。

(書記の指名)

議長 次に、書記の指名を行います。

書記には、多賀 事務局長 を指名したいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 それでは、多賀 事務局長 よろしくお願い致します。

議長 只今より会議に入ります。各議案につきまして、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

(午後7時00分 開会)

議長 農業委員会会議規則第13条の規定により、出席委員さんの中から議事録署名者を2名、選出することになっておりますことから、本日の議事録署名者として、岡村昇委員、水谷正行委員にお願い致します。

ご両名の方、よろしくお願い致します。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画の公告について以上の2議案を上程致します。

只今上程した議案の内容について、事務局の説明を求めます。

事務局 総会事項書に基づき説明をさせていただきます。

まず、事項書2ページの「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」説明をさせていただきます。本件については所有権移転4件の3,775㎡です。

3-11番の所有権移転については、畑1筆、田1筆の計2筆、こちらの土地については■■■■共有名義となっております、内■■名を持ち分である■■■■ずつ、■■■■㎡を贈与するものです。この所有権移転により、残りの名義人と受人の■■名は共有名義となります。

3-12 番については、田 筆の ㎡で売買による所有権移転です。

3-13 番については、田 筆の ㎡で売買による所有権移転です。

3-14 番については、田 筆の ㎡で による所有権移転です。

本件については、別で配布致しました「令和5年12月5日開催農業委員会農地法第3条許可申請に係る資料」をご覧ください。

法第3条第2項の規定は、「前項の許可、つまり耕作を目的とした農地の権利移転などの法3条の許可については、次の各号のいずれかに該当する場合には、許可することができない。」となっており、以下法令の規定に沿って申請書類の内容を確認させていただき、当該規定に該当するどうか判断して頂くものです。

ただし、本件申請に関係ない条項については説明を省略します。

まず1ページの第1号関係ですが、権利を取得しようとする者等の「機械の所有状況」「農作業に従事する者の数」等からみて、取得する農地を効率的に利用して事業を行うと認められない場合は許可出来ないこととなります。

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地の利用の状況ですが3-11番のところ、所有地と所有地以外の利用農地をそれぞれ記載しております。2ページには3-12番から3-14番まで同様に利用状況を記載しております。

次に3ページの1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況ですが、(1)には、作付予定の作物と作付け面積を記載しております。(2)はトラクターやコンバイン等の機械の所有状況が、4ページまで記載しております。

次に(3)農作業に従事する者ですが、それぞれ受人の農作業歴と、世帯員等その他常時雇用している労働力5ページの④には、申請地までの距離と移動時間を記載しております。なお、3-12番については農地所有適格法人であるため記載はありません。

次に第2号関係ですが、権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合、その法人の構成員等の状況を確認する必要があります。今回は3-12番が該当となります。資料12ページをご覧ください。農地所有適格法人としての事業等の状況(別紙)で説明します。

農地法第2条第3項では、農地所有適格法人は1号から3号に掲げる要件すべてを満たしている必要があるとされています。

まず、第1号関係ですが、「農地所有適格法人の主たる事業は農業であること」とされています。

1-1 事業の種類は、農業での生産及び販売となり、農業以外の事業は特にありません。また、権利取得後も変更はありません。

1-2 売上高についても、農業以外の売上はありません。

13ページ第2号関係では、「その法人の組合員、株主又は社員は、すべて法に掲げる者のいずれかであること」とされています。

2 構成員すべての状況では、申請書に従業員一覧表及び株主名簿が添

付されており、役員をはじめ、常時従事者も含めて、農地法第2条第3項第2号のホ(その法人の行う農業に常時従事する者)に該当いたします。

14ページ第3号関係では「その法人の常時従事者たる構成員が理事等の数の過半を占め、かつ、その理事等のうち1人以上の者が、その法人の行う農業に必要な農作業に農林水産省令で定める日数以上従事すると認められるものであること」とされています。農林水産省令で定める日数以上とは60日以上となります。

農業への従事状況ですが、役員である3名は、農業への従事状況は300日となっています。

以上により3-12番は、農地法第2条第3項としての要件が満たされている農地所有適格法人であると考えます。

次に資料の5ページに戻りまして、3号関係については全て該当ありません。

次に第4号ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後において農作業に常時従事すると認められない場合は許可することが出来ないこととなります。

資料5ページ6ページにそれぞれの従事状況を記載していますが、この第4号については農地所有適格法人は除きますので3-12は該当ありません。

次に5号6号については該当なしです。

次に資料の7ページの6周辺地域との関係ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後に当該地域の農地の集団化、作業の効率化、その他周辺地域の農地の利用などに支障を生ずると認められる場合には許可することが出来ないこととなります。記載のとおり、それぞれ支障等はないとしています。

また、資料の8ページの7地域との役割分担につきましても、記載のとおりそれぞれ地域の水路清掃や水利調整等に参加するとしています。

次に、8、こちらは法人のみになりますが、その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作の事業に常時従事する者の氏名及び役職並びにその法人の行う耕作の事業への従事状況ですが、こちらは先ほど説明させていただいた、資料の14ページになりますが、役員の氏名、役職、従事状況が記載されています。

以上3-11番から3-14番の申請につきまして、書類審査及び現地調査の結果、法令要件を満たしていると判断されます。

続いて事項書戻っていただいて、3ページの「議案第2号 農用地利用集積計画の公告について」説明させていただきます。申請件数は12-1、12-2の2件、計■筆の■m<sup>2</sup>です。どちらも期間は10年間で新規の賃借権です。借賃は■です。各土地の所在等は記載のとおりでございます。

本件農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。只今から申請書類を回覧させていただきます。回覧が終わりますまで、暫時休憩とさせていただきます。十分な審査、ご確認を賜りますようお願いいたします。

[ 休会 午後 7 時 12 分 ]  
( 申請書回覧 )

議 長 それでは、申請書類の回覧が終わりましたので、休憩を解きまして会議を再開いたします。

[ 開会 午後 7 時 20 分 ]

議 長 「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の「3-11」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。  
推進委員の「伊藤守委員」のご意見をお願いします。

伊藤守委員 問題ないと判断しました。

議 長 次に農業委員の「白木悟委員」のご意見をお願いします。

白木悟委員 申請に係る内容は差し支えないものと認めました。また地区土地改良区役員と協議することと伝えました。

議 長 他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

( 特になし )

議 長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「3-12」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。  
担当推進委員は「花井一好委員」のご意見をお願いします。

花井一好委員 問題ないと判断しました。

議 長 次に農業委員の「伊藤正樹委員」は欠席ですので事務局をお願いします。

事務局 申請書添付の意見書に書かれた内容を読み上げます。「申請に係る内容は差し支えないものと認めます」と記載しています。

議 長 他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

( 特になし )

議長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「3-13」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。  
担当推進委員の「横井善彦委員」のご意見ををお願いします。

横井善彦委員 意見はありません。

議長 次に農業委員の「加藤英二委員」のご意見ををお願いします。

加藤英二委員 問題ないと判断しました。

議長 他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

白木悟委員 申請書の中で、譲受人の住所について、「          の  」と「          」と2通りありますので、正しい方を事務局より訂正してもらいようをお願いします。この申請は農業委員会許可なので申請書はきちっとしていただきたいと思えます。

事務局 申請書については、請け人の住所地が、「          の  」と「          」があります。正しいのは「          」であります。ひらがなの「の」は入りませんので訂正させていただきます。

議長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「3-14」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。  
担当推進委員は「伊藤恒久委員」のご意見ををお願いします。

伊藤恒久委員 特にありません。

議長 次に農業委員の「岡村昇委員」のご意見ををお願いします。

岡村昇委員 問題ないと判断しました。

議長 他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

議長 ( 特になし )

議長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「議案第2号 農用地利用集積計画の公告について」につきまして、委員さんで何か、ご質疑等が



ありましたらご発言願います。

( 特になし )

議 長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 「異議なし」の声あり )

議 長 それでは採決に入ります。「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の「3-11」につきまして、原案に賛成の方は挙手願います。

( 挙手全員 )

議 長 ありがとうございます。  
挙手全員により、「3-11」は、原案どおり可決決定致します。

議 長 続きまして、「3-12」につきまして、原案に賛成の方は挙手願います。

( 挙手全員 )

議 長 ありがとうございます。  
挙手全員により、「3-12」は、原案どおり可決決定致します。

議 長 続きまして、「3-13」につきまして、原案に賛成の方は挙手願います。

( 挙手全員 )

議 長 ありがとうございます。  
挙手全員により、「3-13」は、原案どおり可決決定致します。

議 長 続きまして、「3-14」につきまして、原案に賛成の方は挙手願います。

( 挙手全員 )

議 長 ありがとうございます。  
挙手全員により、「3-14」は、原案どおり可決決定致します。

議 長 次に、「議案第2号 農用地利用集積計画について」は農業委員の■■■■委員の関係ですので、■■■■委員には一度退室していただきます。

( ■■■■■ 委員退室後 )

議 長            それでは採決に入ります。「議案第2号 農用地利用集積計画について」原案に賛成の方は挙手願います。

( 挙手全員 )

議 長            ありがとうございました。  
                  挙手全員により、「議案第2号 農用地利用集積計画について」は、原案どおり可決決定致します。それでは■■■■■委員に戻っていただきます。

( ■■■■■ 委員入室後 )

議 長            これをもちまして、本日の議題の審議は全て終了致しました。  
                  長時間にわたりご審議いただきまして誠にありがとうございました。  
                  これをもちまして農業委員会総会を閉じさせていただきます。

(午後 7時 28分 閉会)

会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は  
正確であることを証するためにここに署名する。

令和6年 月 日

木曾岬町農業委員会 会長

木曾岬町農業委員会 委員

木曾岬町農業委員会 委員